

第9回
農業資材審議会飼料分科会
家畜栄養部会

農林水産省消費・安全局

第9回農業資材審議会飼料分科会 家畜栄養部会

平成20年1月30日(水)

13:30~15:34

農林水産省共用第十一会議室

議事次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議題

(1) 原材料の可消化養分総量又は代謝エネルギーに関する暫定値について

①エクストルーダー処理小麦

②エクストルーダー処理とうもろこし

③小麦・とうもろこしジスチラーズドライドグレインソリュブル

④パーム核油かす

⑤乳酸発酵もろみかす

(2) その他

4. 閉会

午後 1時30分開会

○飼料検査指導班長 それでは、大変お待たせしました。時間も参りましたので、これから農業資材審議会飼料分科会家畜栄養部会を開会させていただきます。

開会に当たりまして、畜水産安全管理課の境課長からごあいさつを申し上げます。

○畜水産安全管理課長 農業資材審議会飼料分科会家畜栄養部会の委員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席賜りましてまことにありがとうございます。また、日ごろから私ども飼料安全行政につきまして、種々ご理解とご指導を賜っておりますことにつきまして御礼を申し上げる次第でございます。

最近の飼料をめぐる情勢、簡単にご紹介をさせていただきたいと思います。

まず、第1点目に、血しょうたんぱく質でございます。豚由来の血しょうたん白質の利用が可能になったというご報告でございます。これにつきまして、ご承知のとおりBSEの発生以来こういった飼料利用を一時停止をしておったわけですけれども、17年3月に豚と馬由来の血粉等につきましては、制度上利用可能になったということでございます。

ただ、輸入ものにつきましても同様な安全の確保を図る必要があるということで、米国政府と協議を続けておりましたけれども、この1月18日付で両国間で家畜衛生条件、これは家畜伝性病予防法に基づくものですけれども、それを結ぶことができたということで、あわせまして私ども現地の、アメリカ国内の処理工場も確認をしてきて、飼料安全法上の安全性を確認してきたということで、2施設からの豚の血しょうたん白質の輸入を可能にしたということでございます。

ただ、やはりいろいろ混入防止とかいう対応も必要になってまいりますので、現在マニュアルをつくっておりまして、2月上旬には飼料関係業界に対して説明会を開き、問題のないような事業運営を進めていきたいというふうに思っております。

それから、2点目はひ素の関係でございます。稻わら中のひ素でございまして、稻わらは当然牛に使われているわけですけれども、それのひ素の含量基準値は今2ppmということで、配合飼料と乾牧草等と同じ数値を使っているわけでございます。ただ、これは平成4年に設定したんですけども、特に実態調査をすることなく、いわば横並びで設定をしたということでございます。その後、実際に国内の稻わら、あるいは輸入稻わらのひ素を調べますと、この2ppmをはるかに超えるという実態があるということでございます。

これにつきましては、やはりきちんとした基準をつくって対応すべきじゃないかといったこともこの資材審議会からもコメントをいただいておりまして、私どもとしてはひ

素に汚染された飼料の給与試験、牛とか豚・鶏を使った給与試験を行って、畜産物にどの程度移行するかといったことも調べております。

また、ヨーロッパのほうでも、実際にひ素を家畜に与えてどういうふうに畜産物に移行するかという試験をやっておりますが、意外と畜産物への残留、移行は少ないというデータが得られております。

そういったことを踏まえて、私ども、コーデックス等により使われております「ALARAの原則」という、合理的に到達可能な範囲内でできる限り低い基準を設けるという、そういった原則に基づきまして科学的に見直しをしたということで、去る12月の農業資材審議会でワーストケース、稲わらをたくさん食べさせても畜産物は大丈夫だといったこと、これを厚生労働省が実施しておりますトータルダイエットスタディの結果も踏まえまして試算しましたところ、ほとんど問題ないということで、稲わらのひ素の残留基準値2 ppmを7 ppmに上げるという作業を現在進めております。これは、局長通知としておりますので、その改正作業を行っておるということですので、近日中に世の中に出してまいりたいというふうに思っております。

それから、3点目は、飼料の有害物質でございます。ご承知のとおりとうもろこし等を使ったバイオエタノール生産といったものがアメリカとか南米等で盛んに行われておるわけで、穀物の価格が高騰しているという状況でございます。畜産農家は非常に困っているわけでございます。

で、そういうなりますと、代替飼料といったものが考えられてくるわけでございますけれども、私ども飼料安全を担当する立場からいきますと、その代替飼料についても問題のないものをやはり使っていただく必要があるということでございます。ご承知のとおり大半は輸入飼料、輸入原料といったものが多いわけでございまして、その安全を担保するということが必要になってまいります。

私どもとしましては日本科学飼料協会に委託しております、飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドラインというものの案が今できておりまして、パブコメ中でございます。これを急ぎ年度内には通知し、問題のない代替飼料を使っていただくといったことをお願いをしたいと思っております。

それから、次に、公定規格見直しでございますけれども、これは総務省の政策評価委員会の方で各種施策について評価が行われているわけでございますが、その中で公定規格の検定制度についても評価が行われております。

で、残念ながら、公定規格についての検定の実績が少ないといったことで、もっと利用しやすい、ニーズの高いものに見直す必要があるんじやないかという宿題をいただいているわけでございます。今年度に公定規格検討委員会を設置しておりますが、実はこの中の先生方にもたくさんお世話になっておりますけれども、その飼養標準ワーキンググループとか環境負荷低減ワーキンググループ、それからエコフィードワーキンググループ、こういったところで見直しが検討されておりますので、こういった検討結果を踏まえまして、その公定規格についての取り扱いといったものも来年度、20年度のこの家畜栄養部会でご審議をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

また、ペットフードの法案についてご紹介したと思います。現在、いろいろと調整を進めておるところでございまして、また、法案そのものも内閣法制局と今最終の詰めを行つておる段階でございます。現在、開会されております通常国会に法案を出し、首尾よく行けば6月までに法案として公布し、早ければ来年4月にでも施行していくという段取りで作業を進めておることをご紹介をさせていただきたいと思います。

本日は、5つの飼料原料につきまして、可消化養分総量と代謝エネルギーの設定についてご審議をいただくことになっております。恐縮でございますが、私自身、後ほど中座させていただきますけれども、何とぞご審議を賜りますようによろしくお願ひ申し上げます。

○飼料検査指導班長 以降の議事の進行につきましては、部会長であります武政委員にお願いいたします。

○武政部会長 ただいまご紹介いただきました武政でございます。きょうの部会の円滑な進行に委員の皆さんご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、最初に、議事に入る前に事務局のほうから委員の出席状況等ご報告をお願いします。

○飼料検査指導班長 矢野委員におかれましては、本日ご都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。

以上でございます。

○武政部会長 ありがとうございます。

配付資料の確認を続けてお願いいたします。

○飼料検査指導班長 資料につきましては、お手元にあります配付資料一覧に基づきまして確認をさせていただきます。

資料1といたしまして議事次第、資料2として出席者名簿、それから、資料3が委員名

簿でございます。資料4といたしましては、当審議会の審議会令、資料5が諮問文でございます。さらに、資料6から資料10が本日ご審議いただきます5品目のそれぞれの資料でございます。資料11が今回のご審議に基づいて改正していただく告示の改正（案）でございます。参考資料として、飼料の公定規格と規格適合表示制度の説明の紙がございます。

以上でございます。

○武政部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、諮問事項の説明をお願いいたします。

○飼料検査指導班長 資料5をごらんいただきたいと思います。

本日ご審議いただきますエクストルーダー処理小麦、エクストルーダー処理とうもろこし、小麦・とうもろこしジスチラーズドライドグレインソリュブル、パーム核油かす、それから、乳酸発酵もろみかす、以上5品目につきまして、本年1月23日付で農林水産大臣から当審議会長に、公定規格の改正に関する諮問をいたしております。

以上でございます。

○武政部会長 ありがとうございました。

それでは、これから、飼料の公定規格に新たな原材料の可消化養分総量等の暫定値を追加することにつきまして、議事次第に従いまして審議を進めてまいります。

審議でございますが、まず、申請者の方から、おおむね5分から10分という時間でございますが資料のご説明をいただいて、その後、事務局のほうから暫定値の（案）の説明を受けます。その後、質疑ということにさせていただきたいと思います。

申請者の方におかれましては、審議の順番が参りましたら、申請者席にご着席をお願いしたいと思います。申請のあった5種類の飼料原料につきまして、順次説明、それから質疑を行った後、5つ終わりましてから休憩を一旦とらせていただき、審議内容の整理を行います。その後、再開ということで、暫定値の設定の可否について審議の取りまとめを行いたいということでございます。

休憩につきましては、事務局が別室を用意しているということでございますので、そちらのほうへ後でご案内をいたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料6になりますが、エクストルーダー処理小麦から始めたいと思います。申請者の方、説明者席へ着席をお願いいたします。

資料に沿って、ご説明の方は5分から10分ぐらいということでよろしくお願ひをいたします。

○申請者 なにぶん初めてなもので、どういうふうな形で進めていいのか私もよくわからないんですが、最初に資料6の方から行きます。エクストルーダー処理小麦の暫定値申請資料につきましては、申請した内容がここにまとめられているということになります。

その次のページのほうで、私どものほうで申請させていただきました内容ですけれども、名称はエクストルーダー処理小麦ということで、定義といたしましては、小麦の原粒を加圧・湿熱処理、今回は1軸エクストルーダーを使ったものですけれども、それで処理したものでございます。

製造方法につきましてはここに書いてありますから、後で細かい説明とかは別途させていただくということで、この文章を読ませていただきます。

小麦原粒を微粉碎化しまして、これは0.35ミリ以下が60%以上のものを取りまして、その後、エクストルーダーを用いて加圧とか湿熱処理をいたしてまず膨化させます。で、膨化させた後、乾燥・粉碎したものでございます。

対象家畜につきましては、養豚飼料に使用するということと、配合割合は1から30%ぐらいをめどで使用していきます。

成分量につきましては、水分、これはN20点の数値で、これは別紙のほうを見ていただければわかると思いますけれども、平均値の、水分10.3%、粗たん白12.2、粗脂肪2.7、可溶無窒素物が70.9、粗纖維が2.2、粗灰分が1.72で、20点の平均値を記載しております。一部私どものほうで分析したものと、一部外部委託したものが混在しております。で、これにつきまして消化試験をいたしまして、その結果ですけれども、消化率につきましては、豚におきましては、CPは89.6、脂肪につきましては89.5、纖維につきまして21.0、NE 92.5、TDNとしまして82.4ということで結果が出ております。

11ページの方は、先ほどのN20の生データということになります。

12ページにつきましては試験計画書ということで、基本の飼料と。これにつきましては、7対3という形で試験飼料をつくって試験をやっております。

あとはその結果ということになりますので、先ほど、まとめを報告させていただいたところになります。

以上でございます。

○武政部会長 製造工程を簡単にご紹介いただけますか。

○申請者 続きまして、製造工程のほうを説明させていただきます。

小麦のほうでございます。原粒小麦を粉碎機にて粉碎いたします。粉碎された小麦は特

殊なミキサーに入れられ、蒸気と水を添加しながら湿熱混合されます。次に、湿熱混合された小麦原料ですけれども、これは1軸のエクストルーダーを通過いたしまして、100°Cから120°Cの温度条件で加圧処理を受け、ダイを通過した加工処理小麦は膨化します。膨化した小麦はコンベアで運ばれて乾燥機に入ります。乾燥機では130°Cから140°Cの熱風で乾燥され、次にクーラーで冷却されて、加工処理小麦はクランプラーで粉碎されます。粉碎された加工処理小麦は、ふるいを通過して1.2ミリ加工粉が製品となるという製造方法でございます。

以上でございます。

○武政部会長 ありがとうございました。

説明は以上ということでよろしいですか。

それでは、続きまして事務局の方から、暫定値の（案）の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、エクストルーダー処理小麦につきましてご説明させていただきます。資料のほうは9ページと10ページでございます。そこに資料6がございます。

申請は、科学飼料研究所からのものでございます。製品の説明と製造工程につきまして、申請者からご説明がございましたので省略いたします。

それで、この製品につきましては、対象家畜といたしまして豚用ということで、配合割合が1から30%を予定しているところでございます。

次に、9ページの資料のほうのTDNの算出につきましては、11ページにございます科学飼料研究所が行った20サンプルの分析結果と、13ページ以降に実施されております、全農の飼料畜産中央研究所が行った豚の消化試験の結果でございます。これをもとに計算したものでございます。

このエクストルーダー処理による小麦の消化率というのは、CPと粗脂肪、これが小麦に比べて高くなっているという結果となってございます。

この両方の試験結果によりまして栄養価を計算した結果、TDNにつきましては82.8となっております。

それと、資料の一番最後、60ページでございますが資料11でございます。それと、別添の参考資料の6ページ以降に別表がございますけれども、この別表の中には区分分けをしてございまして、1番目が穀類、2番目がそうちゅう類、3番目が植物性油かす類、4番目が動物質性飼料、最後5番目がその他という形で区分されております。今回のエクストルーダー処理小麦につきましては、この参考資料の別表の中にも同じ表記がございまして、

エクストルーダー処理大豆というのがございますので、これは申請どおりエクストルーダー処理小麦としております。

また、原料の区分につきましては、この別表の区分にござりますとおり、1の穀類としたいというふうに考えております。

それと、備考欄についてでございますけれども、これはエクストルーダー処理小麦の製造を特定するということで、備考欄の中には、「一軸のエクストルーダーで処理したものであること」、それと、「栄養価は暫定的に定めたものである」というふうにしたいと考えております。

以上でございます。

○武政部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのエクストルーダー処理小麦の暫定値（案）につきまして、ご意見、ご質問があればお伺いをいたします。よろしくお願いをいたします。

どうぞ。

○入江委員 エクストルーダー処理によって消化率を上げるというのが主な目的だと思うんですけども、いわゆる処理によって負担をかけ過ぎて、逆に消化率が下がるということはないんでしょうか。

○申請者かけ過ぎて消化率が下がると……。

今、現行、夏過ぎから試験加工を行ってきた段階で、加工し過ぎたというものは製造してないので、それに対しての消化性試験というのは現在のところ行っていないのが現状です。

○入江委員 長くしてもそんなに品質的には変わらないと。

○申請者 そうですね。

○申請者 もしかけ過ぎるとしたら、多分製品にならない可能性があると思うんです。

○武政部会長 先ほどの説明の中に、温度条件として100℃から120℃というお話ですから、この条件であれば過ぎた熱、過熱という話ではないということだと思います。

ほかに、どうぞ。

○寺田委員 エクストルーダー処理の効果としてはNFEの消化率だと思うんですが、今回のデータでは、申請された者としてエクストルーダー処理の効果があったとしているのかいないのかというところをお伺いしたいんですが。

○申請者 そうですね。ここには出ていないんですけども、アルファ化度の指標に原料

の小麦以上のアルファ化度はおおむね80%以上という規格になるように加工条件を整えて製造するようにしていますので、その点ではアルファ化度をもって効果が得られるかというふうに考えております。

○寺田委員 それでは、小麦とエクストルーダー処理小麦の値が並べてある資料の9ページの表を見てみると、豚のT D Nが79.7から82.8に増加しているんですが、この主な効果は粗脂肪の含量が変わって、それから粗脂肪の消化率が高まったということと、水分含量が減っているというところに由来するんじゃないかなというふうに私は思ったんですが。

そう考えますと疑問としまして、小麦の粗脂肪含量が2.7%というのは、通常の小麦に比べてかなり高いのではないかと。そうなると、この処理小麦の材料が偏った、何かの理由で高いものであったのか、あるいはエクストルーダー処理で高くなったのかというのが1点。

もう1点は、17ページの付表2にあります消化試験成績を見せていただきますと、粗脂肪の消化率について、基礎飼料区のばらつきが試験飼料区に比べて大きいですね。これは、統計的には有意なものでは全くないと思いますが。それから、豚の消化試験でこのぐらいのばらつきはあってもおかしくないのかもしれないんけれども、よく見てみると50%台が2頭いて、ほかが60%前後ということで、この2頭が足を引っ張っているというような感じが見えます。こういった成績が得られたということは偶然なのか、あるいは何か原因があるのか。

つまり、基礎飼料区の値が低く推定されているので試験飼料の消化率が高く評価されているんじゃないかという可能性をお伺いしたいと思います。その2点です。

○武政部会長 お答えをお願いします。

○申請者 ご説明の中で言いましたように、詳しいことは今はつきり申し上げられないところがあるんですけれども、基礎飼料区につきましてはたまたまこういう値になったということでございます。

それから、先ほどの粗脂肪の測定のほうですけれども、エクストルーダー処理小麦の場合、脂肪を測定する場合、普通のエーテル抽出法だと余り出てこないんですね。法定処理に基づいて酸分解法で行っております。小麦についてはその辺の指定がないので、通常どおりの測定をしているということです。その辺の差異が出ていると考えられます。

ただ、今回の加工処理によって、その辺の脂肪につきましても吸収性が高まった、例え

ば細かくなつて吸収がよくなつたといふのではないかという推定はしておるんですけども、はつきりちょっとまだ申し上げられないところであります。

○寺田委員 それから、もう1点だけよろしいでしょうか。

参考までにお伺いしたいんですが、エクストルーダー処理をしてこの分析に用いたサンプルですが、処理をした後どのくらいの時間を置いてサンプリングし、分析に供したのかと。といひますのは、エクストルーダー処理後の水分含量が大体どのくらいで安定化するものなのかということをお伺いしたいんですが。

○申請者 湿熱処理をしまして、サンプリングはすぐ行うんですけども、測定 자체はいろいろ計画を組みますので、大体1週間以内には分析は終了することにしております。

○寺田委員 そうすると、この10%といふのは、通常の流通の期間を考えると、もっと吸湿して水分含量が上がるということは考えられるんでしょうか。

○申請者 そうですね。水分含量ですけれども、一応推移を見ているところなんですかとも、エクストルーダー処理をしますとそれほど水分を吸うということはありません。

○寺田委員 わかりました。

○武政部会長 よろしいですか。

今との関連なんですが、この20点の分析の今聞いたサンプルといふのは、これはタンクからとったという意味ですよね。エクストルーダーから出たもの、取り出してということですか。

○申請者 製品でございます。

○武政部会長 いわゆる製品を各ロットごとに分析したということですか。

○申請者 はい、そうでございます。

○武政部会長 それから、これは余り本質的な話ではないんですが、消化試験の成績の中に記載されている一般成分ですが、20点のサンプルの平均値と同じ値になっているのが私は気になります。ここには実際にこのとき消化試験に使ったサンプルの一般成分を書くべきだと思うんです。消化試験に使ったサンプルがN20という大きな集団、平均値の中に含まれているかどうかを確認するための数字だと思っているんです。

これは消化率に別に影響するわけではないので、基礎飼料を分析して計算していますから問題はないんですが、ここでは、そのときに試験に使ったサンプルの一般成分を書いていただきたいなと思います。今後機会があればそういうことでお願いをしたいと思います。

○申請者 はい。

○武政部会長 ほかに何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

特にないようでございますので、これでエクストルーダー処理小麦の質疑については終了ということにいたします。申請者の方、ありがとうございました。

それでは、2つ目の飼料原料のほうに移りたいと思います。同じ処理でございますが、エクストルーダー処理とうもろこしということでございます。説明よろしくお願ひいたします。

○申請者 では、報告させていただきます。

設備につきましては、まるっきり同じ設備を使っております。若干製造条件とか、その辺が変わるだけになりますので、後でその辺のところはまた報告させていただきますけれども、定義と製造方法、この辺も先ほどの小麦と同じでございます。

対象家畜につきましては豚ということで、使用割合につきましては先ほどの小麦と比べてちょっと多くて、5から60%あたりというふうに考えております。

成分量の一般成分ですけれども、水分8.2、粗たん白8.4、粗脂肪4.5、可溶無窒素物75.4、粗纖維2.0、粗灰分1.5、先ほどと同じようにN20の平均値をしておりまして、その中の脂肪につきましては、一部外部の方に分析を依頼しております。

消化試験につきましては、先ほどと同じやり方ですけれども、その結果、消化率につきましてはCPは86.5、脂肪が93.5、纖維が67.8、NFEが95.1、TDNとしまして89.8と、同じく全農の中央研究所で試験をやっていただきました。

あとは、データは同じような形でしていただいておりますので、後で詳細は見ていただければと思います。

製造条件のほうですね。工程のほうを説明させていただきます。

○申請者 製造方法につきましては、基本的には先ほどお話しした内容と同じでございます。粉碎をして、ミキサーの中で蒸気と水を添加をかけ、その後1軸のエクストルーダーを通過いたしまして、膨化したものを乾燥機にて乾燥いたします。その後、クーラーで冷却して、クランプラーで粉碎して、ふるいを通して最終製品になります。

その中で、違いといえば、小麦ととうもろこしの間でエクストルーダー中の圧力の差というのあります。それ以外につきましてはほぼ同じような条件でやっております。

以上です。

○武政部会長 ありがとうございます。

それでは、これにつきまして、ご意見、ご質問があればお願ひいたします。

どうぞ。

○岡本委員 ちょっと、字が間違いですね。これは、19ページの2の方の類似するところこしの2の方の備考の中に、「感熱処理品」とあるんですが、この感という字は乾いたという字だと思いますけれどもそうですね。後ろの暫定表の方はちゃんとそういうふうになっていますから。

○事務局 事務局のミスです。後ほど修正いたします。

○武政部会長 どうぞ。

○入江委員 先ほどの処理小麦の場合は、水分が例えば11、12ぐらいのものが処理によって10幾らぐらいになりましたよね。今回、ちょっと原材料の組成はわかりませんけれども、一般的にはどうもろこしは12、13%で、処理によってかなり水分が低くなっています。先ほどのご説明は、圧力の差はあるということでしたが、これは基本的に圧力の差でこうなったのか、あるいはどうもろこしの特性というんですか、そういうしたものでなったのかということをお聞かせいただきたい。

○申請者 確かに圧力ともう一つ、確かに条件は同じなんですが、一番最初に原粒とうもろこしを粉碎いたします。粉碎したときに、非常にどうもろこしの方は水分が飛びやすくなります。そのときの差がこの最終製品まで影響しているということが言えます。その後の条件ではそんなに大きく変わることはありません。

○武政部会長 はい、ほかにありますか。

どうぞ。

○唐澤委員 製法のところでエクストルーダーに通す際ですね。原料の水分含量によってエクストルーダーの圧ですね、圧に変動があるかと思うんですが、その違いですね。原料だとか、あるいは季節だとか、そういうことの変動というのはどれくらいあるんでしょうか。相当あるんでしょうか。

○申請者 確かに季節の変動はございます。ただ、私ども今回採用しておりますエクストルーダー自体、ちょうどダイとエクストルーダーとの間にバルブがありまして、ある程度制動しながらその辺の圧力の調整ができるということ、それが1つのポイントであるわけなんですけれども、それで調整しておりますので。確かに夏と冬と、例えば産地も影響があると思います。その辺は圧力である程度調整しているというのが現状でございます。

○武政部会長 ありがとうございました。よろしいでしょうか。

ほかにございましたら。よろしいですかね、ご質問は。先ほどのエクストルード処理小

麦と原料が違うだけだということでございますが。

○岡本委員 将来的には、ほかには該当家畜は考えておられますか。今回の申請は2つですね。

○申請者 そうですね。今は豚をやるのが精いっぱいございまして、まだそこまでは考えておりません。

○武政部会長 よろしいですかね。特にないようでしたら、2つ目のエクストルーダー処理とうもろこしにつきましての審議はこれで終わりといたします。ご苦労さまでございました。

それでは、次は3つ目でございますが、小麦・とうもろこしDDGSですね。これについての審議に移りたいと思います。5分くらい10分ぐらいということでご説明のほうよろしくお願いいいたします。

○申請者 資料が29ページからになります。本原料の名称ですが、小麦・とうもろこしDDGSと記載しておりますが、正確には「小麦・とうもろこしジスティラーズドライドグレインソリュブル」という名称になります。

定義ですが、30ページに記載させていただいております。小麦ととうもろこしの燃料用アルコール発酵蒸留副産物、いわゆる残さです。これを乾燥したものとなります。原料は、小麦を主体としておりまして、とうもろこしを20%から40%含むものです。したがいまして、「およそ30%のとうもろこしを含む」という記載をさせていただいております。

製造方法及び製造工程ですが、小麦ととうもろこしの原料をブレンドしたものを原料といたしまして粉碎し、液化した後にエタノール発酵させ、エタノールを蒸留した後の水分を含んだウェットのもの、これにソリュブルを少しずつ戻しながら乾燥させたものがこの原料となります。

対象家畜ですが、反芻家畜の単味飼料、あるいは配合飼料原料と考えております。

使用割合は、配合飼料中およそ30%までの使用と考えております。

一般成分ですが、こちらに記載のとおり、食品分析センターで25点の分析をした平均値を記載させていただいております。水分が12.5%、粗たん白質が33.2%、粗脂肪が9%、可溶無窒素物が35.3%、粗繊維が5.2%、粗灰分が4.8%という数値になります。今回は牛のみの申請と考えております。

この消化率につきましては、科学飼料協会で試験を実施していただきました。牛の欄をご覧いただきたいんですが、CPの消化率が90%、粗脂肪が92%、粗繊維が36%、NF

E77%の消化率となっておりまして、TDNは77.6%というように結果を得られました。

以上でございます。

○武政部会長 説明の方は以上でよろしいですね。

そういたしましたら、暫定値（案）の説明を先にお願いいたします。

○事務局 それでは、29、30ページをお開き下さい。小麦・とうもろこしジスチラーズドライドグレインソリュブルでございます。申請は、ウイルバーエルスからの申請でございます。

この製品につきましては、小麦ととうもろこし、先ほどご説明あったとおり、燃料用アルコールを製造した後の製造の残さ物というものでございます。

製造工程につきましては、お手元の家畜栄養部会の委員用配付資料を委員にお配りしております、その中の3ページ目でございます。こちらに小麦・とうもろこしDDGSの製造工程図がございますので、参考にご覧いただければと思います。

そこにございますとおり、小麦ととうもろこしをおおむね7対3の割合で混合したもの粉碎いたしまして、水を加えて液化して、それに酵母を投入して蒸留いたしまして燃料用アルコールを除いた副産物、これは乾燥したものというものでございます。

対象の家畜といたしましては、牛用といたしまして、配合割合は20%から40%を予定しているというところでございます。

それで、29ページに戻っていただきまして、このTDNの算出につきましてですけれども、これは、中の31ページにございますとおり、日本食品分析センターで行った25サンプルの分析結果と、33ページ以降になりますけれども、日本科学飼料協会で行いました反する家畜を用いた消化試験の結果、これをもとに計算した結果ということでございます。

この小麦・とうもろこしDDGSは、類似するとうもろこし・大麦DGSとか、とうもろこしDGSがございますが、これらに比べてたん白質が高く消化率もたん白質は90%というふうに高くなっていると、このような結果になってございます。

この両方の試験結果によりまして計算したTDNは77.5%ということでございます。

次に、一番最後の60ページでございますけれども、こちらの資料11でございますけれども、こここの名称でございますが、先ほどもご説明させていただきました参考資料の6ページ以降に別表がございまして、この中のとうもろこし・大麦ジスチラーズグレインソリュブルとか、とうもろこしジスチラーズグレインソリュブルというような表記がございまして、これと同等というふうに考えまして、混合割合が多いのが小麦でございますので、小

麦・とうもろこしという順番に表記して、それでこの既存の別表にある表記に倣いまして、ドライドを除いたもので「小麦・とうもろこしジスチラーズグレインソリュブル」というふうにしたいというふうに考えております。

原料の区分につきましては、2番目のそうこう類としたいと考えております。

また、備考欄につきましては、この製品を特定するために、「小麦ととうもろこしをおむね7対3の割合で混合し、燃料用アルコールとして発酵蒸留した副産物を乾燥したものであること」、それと、「栄養価は暫定的に定めたものである」というふうにしたいと考えております。

以上でございます。

○武政部会長 ありがとうございました。

それでは、小麦・とうもろこしDDGSに関する質疑を行います。ご意見、ご質問があればお願ひいたします。

○唐澤委員 この原料ですが、一応30%のとうもろこしと。これは、平均をとればそなんですけども、この幅というのはどのくらいあるんですか。

○申請者 どれくらいと申しますと……。

○唐澤委員 要するに、これは30%のものについて分析したものですから、20%でやつたらこの結果になるか、10%でもなるのか、この辺についてお伺いします。

○申請者 今回、実際のところこのDDGSを製造するというか、バイオエタノールの発酵に当たっては、とうもろこしの割合はおおむねこの20%から40%の間でぶれています。これがラインを流れてきて、倉庫に1カ所で集約されるという状況になっております。したがって、こここのサンプルをとると7対3になるというものでもなかつたので、私どもが理解しているのは、この20%から40%の幅のものを幅広くとった値というふうに認識しております。

その中で、たん白につきましては、とうもろこしの含量が少なくなればたん白は高くなるというように理解しております。一方で、とうもろこしの含量が40%にふえればたん白の割合は少し下がると。したがって、32%ぐらいになるのではなかろうかというように考えております。

それ以外の成分といたしましては、粗脂肪につきまして、やはりとうもろこしの含量によって若干ぶれが出てくるものというように理解をしております。そのぶれがプラスマイナス1%ぐらいであろうと。これが平均値の考え方なんですが、そのように私どもも理解

しております。

○武政部会長 ほかに。

○岡本委員 これは、ジスチラーズグレインとソリュブルをまぜているんですが、その混合割合というのは変わらないんですか。

○申請者 ほとんど全量ソリュブルを乾燥機に戻しているということですので、割合は変わらないと思っております。

○武政部会長 ほかに。

私のほうから。ちょっと教えてください。醸造用のアルコールをつくる場合、今まで別表に載っているものはそちらの目的での工程の中で出てきたDDGSの話だと思うんですが、今回、エタノール用という話なんですが、その場合、蒸留の条件というのは極端に変わることはあるんでしょうか。多分、発酵までは同じなのかなと思うんですが、飲むものであれば味とかいろいろあるでしょうから、それほど蒸留の温度幅を広くとるということをしないような気がするんですが。そのあたり、バイオエタノール用というような言葉で規定する必要があるのかないのか、情報としてお聞きしたいと思います。

○申請者 すみません、十分に理解しておりません。申しわけございません。

○武政部会長 わかりました。ほかにはいかがですか。

特にないようでございますので、これで質疑を終わりにいたします。どうもありがとうございます。

それでは、4つ目の飼料原料になります。申請者の方、前へお願いいいたします。パーム核油かすについての説明をお願いいたします。

○申請者 資料は38ページ以降、資料9となります。今回、私たちが申請させていただく飼料に関する名前ですけれども、「パーム核油かす」というものになります。39ページのほうに申請書を載せてございます。名称は先ほど申しましたとおり「パーム核油かす」です。定義の方は、パーム核、パームの実の種の中の核を圧搾抽出したかすということになります。

製造方法に関しては、資料があるかと思いますけれども、圧搾抽出を2回実施したものになります。

対象家畜については、今回は牛を考えております。

使用量としては3%から5%を混合して給与するということを考えております。

一般成分に関しましては、全農の飼料畜産中央研究所というところで33点の分析を実施

しまして、その平均値をとっております。

消化率に関しましては、日本科学飼料協会さんで給餌試験を実施していただきまして、CP、Fat、纖維、NEF、TDNということで数値をこのように出させていただきました。

40ページはパームかすの一般成分の分析値になります。こちらを39ページのほうに持つてくるという状況でございます。

資料の説明としては以上でございます。

○武政部会長 製造工程のところはいいですか。簡単にお触れにはなりましたけれども。資料が委員のお手元にありますので、もう少し具体的に説明をいただければありがたいと思います。

○申請者 パーム核を集荷する業者の方が集荷してきまして、そこから原料タンクに入れて、マグネットを通過して、最初の圧搾抽出に入れます。そこから油は油として出まして、残りのかすが出てきます。このかすがまだ油が搾り切れてないということで、2回目の圧搾に回ります。2回目の圧搾が終わったかすがまたマグネットを通過して、サイロの方に行きまして、それが出荷サイロの方に入って、そこからトラックなり、フレコンなりに詰めかえて出荷されるというのが製造工程になります。

○武政部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、暫定値（案）のほうの説明をお願いします。

○事務局 それでは、38、39ページをお開き下さい。パーム核油かすでございます。これは、全農の畜産生産部からの申請でございます。製品につきましては、パーム核を、今ご説明があったとおり、機械圧搾を行った残さ物でございます。

お手元の委員配付資料の4ページ目に具体的な工程図が載せてありますので、ご覧いただきたいと思います。

それで、対象家畜は牛用ということで、配合割合は3から5%というふうに予定しております。

38ページのTDNの計算につきましては、40ページ目の33点の、これが全農飼料畜産中央研究所が行ったサンプルの分析結果、それと42ページ以降が日本科学飼料協会が行った反対の家畜の消化試験結果、これをもとに計算した結果でございます。

この結果から、粗脂肪分が高いということで、牛用TDNは81.9%となってございまして、既存のものが70.2でございますので、これよりも高いという結果になってございます。

それと、一番最後の60ページ目の資料11でございます。ここの名称につきましては、先ほどの参考資料の別表中に同じ表記があるので、「パーム核油かす」としたいと考えております。

原料の区分につきましても、植物性油かす類としたいと考えております。

それと、備考欄につきましては、今回の申請飼料を特定するということで、今回のものが粗脂肪含量が高いので、「粗脂肪含量がおおむね10%のものであること」、それと「栄養価は暫定的に定めたものである」というふうに考えております。

以上でございます。

○武政部会長 ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問、よろしくお願ひします。

○秋葉委員 40ページに一般成分の分析結果が出てますね。それで、可溶無窒素物の分析値は出でないんですか。38ページに書いてありますけれども、こここの値が出ていませんね。これはデータとしてぜひ記載しておいていただきたいと思いますが。

○武政部会長 いかがでしょうか。よろしいですか。

○申請者 はい。

○秋葉委員 それから、今回の申請飼料は脂肪が10%ということで高いですよね。これは、どうしてなのかということと、それから、粗脂肪の消化率がたしか98%ですか、かなり高いですね。いろいろな脂肪の相互作用でこういうデータが出ることがあるのかもしれません、これについての何かコメントは。特にこういうふうに10%と粗脂肪含量が高くて、しかも消化率が高くなっていますから、それがためにTDNが高くなっている可能性があるんで、その辺をしっかりと分析したほうがよろしいかなと思うんです。何かこれについてのコメントが聞ければお伺いしたいと思います。

○申請者 に既存のパーム核油かすの脂肪が、今回出させていただいたとおりに比べて低いということなんですねけれども、前に、もう既に記載されているものも、製造方法がどういったものだったのかというのがちょっとわからないというのが事実あります、今回は機械圧搾で油が高いというふうに出たんですけども、もしかするとそのもう既に載っているものは、ヘキサンで抽出したものになるかもしれないということで、そこまでの経過を調べ切れてないというのが状況です。

ただし、今回申請させていただくものは、油の値がかなり違うということで、TDNもおのずと違ってくるんではないかということで、今回は申請させていただきました。

○武政部会長 粗脂肪の消化率の話はいかがですか。

○秋葉委員 高いですよね。

○申請者 手持ちの説明できるだけの資料がございませんので、ちょっと調べてみます。

○武政部会長 はい、どうぞ。

○唐澤委員 この油かす、サンプルが33点ということで値が載っているわけですが、これがそれぞれ同じ工場から出たもので、それぞれのロットが違うのか、どういうものですか。

○申請者 こちらは、11工場の製造ロット、それぞれ別のものを1工場につき3点ということで、11掛ける3ということで33点というものをサンプリングして分析をいたしました。

○唐澤委員 そうすると、11工場は、パーム核の油かすを機械的に圧搾している、それは一般的な工場ととらえてよろしいですか。

○申請者 はい。実際に購買ができるところの工場をピックアップして、そこの実施工場はすべて機械圧搾をしている工場でございます。

○武政部会長 今のことに関連しますけれども、水分の調製というのは特にされてないですか。工程を見るとそんなに加熱しているわけでもないし、原料を機械的に搾って油を取って、そのかすということですよね。こんなに水分が変わるものですかね。油かす自体の水分はそんなに振れないような気がするんですけども、かなり原料の段階で振れているんですか。

○申請者 工場の機械の方は、実際に見てきたんですけども、工場によっても差が結構あるということとして、ご指摘のとおり乾燥工程もついていませんので、工場の能力というんですか、圧搾できる能力によって、圧搾する能力によって……。

○武政部会長 圧搾する能力によって水分量が変わるのでですか。そんなに変わるものですかね。ちょっと変動が大きいので……。こういう状態のこういう幅を承知した上でもう商品として使おうという話なんですか。

○唐澤委員 これは、原料そのもの、油の圧搾して搾油する前の原料そのものの変動と言いますか、そういうものが相当あるのもあるんですね。その辺はどうでしょうか。

○申請者 そこまでのものを分析したものはないです。手持ちではデータはないです。

○唐澤委員 原料そのものの変動があるところもあると考えて良いんでしょうかね。

○武政部会長 搾油によって違うんでしょうかね。

○寺田委員 今、工場の搾油の能力によって成分が違ってくるんじゃないかというお話を聞いたんですけども、とすると、現在は、製品中に残る油の量は10%ですけれども、工場

の施設がよりよくなつて、あるいはバイオフューエルで需要が多いでしょうから、搾油能力を上げようということになると、この値は下がる可能性があると考えていいくですね。10%という値は。

○申請者 すみません。今回とってきた工場のところではこういうデータしかないんで…

…。

○寺田委員 ですから、今回の値は間違いないんですけども、お伺いしたいのはこの値が将来も続くのかということです。

○申請者 一応、購買サイドとしては、この粗脂肪の値、10%以上のものをギャランティーとして購入するように考えていますので、搾油方法が変わってくるようなことがあれば、また、現地のメーカーとギャランティー違反がないように確認していくようなつもりで考えております。

○武政部会長 搾油条件を逆にコントロールしていただくというわけですか。

○申請者 10%を指標というか、そこから大幅にずれないというか、その3シグマの値、今回申請しました指標です。ずれないような形での購入を考えています。

○武政部会長 これは、11工場、工場間での比較ですか。例えば、4%台のところが4つぐらいでしょうか、ありますけれども、例えばこういうのがある工場に、特定の工場が低いとかあるとか、そういう分析はされてはいませんか。

○申請者 この40ページのものの並びというのが、上から3つずつ工場ごとということでございます。

○武政部会長 そういうことですか、なるほど。

○秋葉委員 参考のためにお伺いしたいんですが、これは圧搾法ですね、機械的に。前の油かすは多分抽出法ですよね。溶媒を使っているわけでしょう、前の成分の載っている油かすは1%ぐらいの脂肪含量でしょう。

○申請者 だと思われます。

○秋葉委員 そうだと思うんですね。最近は何で溶剤とか溶媒を使わないようになったんですかね。何か理由があるんですか。

○申請者 現地のほうに聞いてみたんですけども、自分たちはずっと圧搾をメインにやってきました、ヘキサンでの抽出というのは、溶剤にお金もかかるということで、それをやっている工場もあるみたいなんですけれども、自分たちのグループの中ではやってないということでした。

○秋葉委員 お宅が取引をしているところは昔から圧搾法でやってきたということですね。

○申請者 というふうに聞いています。

○秋葉委員 全体的にこういう油かすは、抽出法でしょうね。今は、圧搾法だけでというのは、当然油の収量が少ないので余りやらないと思うんですけども。ちょっと参考のためです。

○武政部会長 目的によりますか。

○申請者 油を取りたければ、そういうことでしょうし、エサに付加価値をつけて売りたいとなればあえて……。

○秋葉委員 エサよりは食品にしたほうが、付加価値は高いですよね。

○武政部会長 ほかに。よろしいですか。

特にないようでございます。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、最後になります5つ目の飼料原料でございますけれども、乳酸発酵もろみかすというものについての審議に移ります。

それでは、説明のほうをよろしくお願ひいたします。

○申請者 それでは、今回、豊橋飼料及びイチビキさんとの2社の共同ということで申請させていただきます。

サンプルを用意させていただきましたので、そちらの方に回しますのでご覧ください。

資料は、お手元の資料10の47ページと48ページです。今回の申請内容が記載されております。今回、私どもは鶏用の代謝エネルギー及び豚のTDNということで申請させていただいております。

代謝エネルギーの方は47ページにあるように、キログラム当たり1.81メガカロリーと。TDNの方で60.0ということで上げさせていただいております。

備考のほうにあるように、しょう油もろみかすとおからを8対2の割合で混合して、乳酸菌で発酵処理したものというものが、さらにそれに乾燥をかけてあります。それがお手元にあるものです。

製造工程その他に関しては、イチビキさんの方から説明いただくということでお願いします。

試験のほうは、次に49ページのほうですが、こちらのほうにあるのがお手元にあるサンプルと同じものですが、これを分析した結果を49ページに記載させていただきました。さ

らに、50ページから54ページまで、こちらが豚でのTDNの測定のほうの結果を記載させてあります。こちらのほうは当社で豚の飼養試験を行っております。

あと、1点、申しわけございませんが、53ページの付表1-1のところで、一部訂正させてください。記載ミスがあります。それは何かと申しますと、付表1-1のまず粗灰分の列の一番下の数値、33.1というのがございます。それから、同じ行の左隣にNFEで10.2という数値がございます。これは入れ間違いです。左右逆ですので、すみませんが訂正をお願いいたします。申しわけございません。

それから、55ページから59ページ、こちらが鶏における代謝エネルギーの測定結果でありまして、こちらは日本科学飼料協会さんの方に依頼して結果を出していただきました。このような状態です。

また、49ページの分析結果は、こちらも当社テクニカルセンターの方で実施した結果ということで記載させていただいております。

あと、製造等に関してはイチビキさんの方からお願いしたいと思います。

○申請者 では、乳酸発酵もろみかすの製造工程について、簡単に説明させていただきます。

弊社から出ますしょう油もろみの搾りかすとおからを8対2でまぜまして、そこに乳酸菌を添加いたしまして、混合して発酵をさせてます。で、その発酵させた後に乾燥しまして、製品としてつくります。

○武政部会長 ご説明のほうは以上でよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、事務局の方から暫定値（案）の説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明させていただきます。

今、ご説明がありましたとおり、47、48ページが資料10で、乳酸発酵もろみかすということでございます。これは、豊橋飼料のテクニカルセンターの方から申請がございましたものです。

この製品につきましては、しょう油製造時に出るしょう油もろみ搾りかす、もろみかすでございますけれども、これとおからを混合し、乳酸菌で発酵し、その後、乾燥・粉碎したものということでございます。

製造工程は、委員にお配りしております最後のページ、5ページ目でございますけれども、製造工程図がございますのでごらんいただきたいと思います。

このしょう油もろみ搾りかす8とおから2、これは、熱湯とともに混合いたしまして、

植物性の乳酸菌によりまして、2日間30℃で発酵し、その後80℃で1時間乾燥して、水分含量を10%前後に調整した後に粉碎したものというものでございます。

対象家畜は豚と鶏でございまして、配合割合は3%から5%を予定しております。

次、47ページのTDNの算出についてでございますけれども、これは49ページにございます豊橋飼料のテクニカルセンターで行いました20サンプルの分析結果、それと50ページ以降の同センターで行った消化試験結果でございます。これをもとに計算した結果が載つてございますけれども、たん白質はしょう油かすよりも高い値となっておりますけれども、豚用のTDNについては60%となってございます。

また、鶏用の代謝率の算出については、日本科学飼料協会で行った代謝エネルギーの試験結果、これが56ページ以降になりますけれども、これをもとに計算した結果でございます。

最後の60ページの資料11でございますけれども、これは、別表中にございます原料混合後に発酵処理した事例ということがございませんので、申請どおり「乳酸発酵もろみかす」としてございます。

この原料の区分については、5番目のその他ということとしてございます。

さらに、備考欄につきましては、「しょう油もろみかすとおからを8対2の割合で混合し、乳酸菌で発酵処理した後、おおむね水分が10%となるように乾燥したものであること」、また、「栄養価は暫定的に定めたものであること」ということとしています。

以上でございます。

○武政部会長 ありがとうございます。

それでは、乳酸発酵もろみかすについてのご意見、ご質問があればお受けいたします。よろしくお願ひいたします。

どうぞ。

○入江委員 おからをまぜていますけれども、これは、現物比なのかということと、それと、おからをわざわざ使った理由なんですかとも、そこについて聞かせてください。

○申請者 おからの量……。

○入江委員 8対2というのは。

○申請者 現物の8対2という比率は、現実に水を含まない乾燥おからでの状態で使います。

○入江委員 乾物比ということですか。

- 申請者 乾物比で。
- 入江委員 両方ともですか。
- 申請者 しょう油かすのほうはそのまま。
- 入江委員 しょう油かすは生。
- 申請者 生で。
- 入江委員 おからの方は乾燥おから。
- 申請者 乾燥おからで煮込んでおります。
- 武政部会長 乾燥おからと言っても、水分ゼロで換算してということではないですね。
- 申請者 ではありません。
- 武政部会長 乾燥したおからを現物でということですね。
- 申請者 おからをまぜる理由ということなんですけれども、弊社のしょう油もろみ搾りかすというのは、食塩がやはりしょう油の搾りかすですので入っていますので、そのままでは乳酸発酵がしにくい状態であります。それで、今回使用します乳酸菌に関しては、可変性のある程度高いものでしているんですけども、若干おからを混合してあげないと発酵しないということでおからをまぜています。
- 武政部会長 いかがですか。どうぞ。
- 秋葉委員 思ったよりも栄養価が低いというか、TDNも60ですし、代謝率が38.5。それで見していくとファイバーの消化率が68で、NFEが46というのは、これも何となくわかりにくい数字なんですが。この辺について何か情報がありますか。
- それから、消化率をちょっと見直して見ていたら、57ページと58ページですね。これは、57ページの1行目だと、基本飼料と供試品が8対2と書いてありますよね。消化試験、8対2の割合で混合したと。ところが、58ページの上のほうの計算式だと、これは70%になっているが、どちらが正しいのか。
- 申請者 これは、80%が正しいですね。
- 秋葉委員 80のほうですか。
- 先ほどのファイバーとNFEでの消化率は、一般的に考えられるものと逆転しているのは、何かこれはコメントか何かありますか。
- 申請者 正直申し上げて、私どもこのMEの結果ももう少し高いことを期待してはいたんですね。ところが、実際やってみるとこんなもんかなと。ちょっとそれはある意味心外だったという感想は持っています。ただ、じゃあなぜこんなふうになったのかということ

に関しては、ちょっと聞いてもわかりませんでした。

ただ、実験を通して、多分鶏に関しては私自身も科学飼料協会さんの場所に行って実験動物も確認させていただいたんですが、担当の方に聞いても特に下痢とかそういう健康問題もなく続いていると。実際に供試鶏の体もきれいでしたし。そうするとこういうことなのかなということで、現実をありのまま受けとめるということで今のところ理解しております。

○武政部会長 ほかに。

○寺田委員 ちょっと教えていただきたいんですが、しょう油もろみ搾りかすと通常のしょゆかすとは随分違うのですか。

○申請者 内容は同じです。

○寺田委員 という理解でいいですね。

○武政部会長 それと関連して、私もちょっとお聞きしたいことがありますけれども。

「乳酸発酵もろみかす」という言葉は、多分申請者の側のほうから名前をおつけになつたんだと思うんですが、中身はおからも入っていますね。それは何か、この名前をおつけになつたところというか、意図するところは何か……。

○申請者 意図するところですか。飼料の中ではしょう油かすというのが余りニーズがよろしくないというようなことをお聞きしまして。ただ、栄養価的にも非常によい成分を含んでいまして、というか有用なものだということで自分たちは考えております。その上で、やはりしょう油かすという名前を使うよりは、もう少しいい名前がないだろうかということでもみんなで知恵を絞ったなかで、「もろみかす」という名前がいいんじゃないかということで決めました。

○武政部会長 おからはあくまでもナトリウムを下げてという、そちらのほうの意味合いが強いということですよね。はい、わかりました。

ちなみに、ナトリウムの含量などというのは、おわかりにはなっておられます。

○申請者 食塩が大体6%ぐらいで。

○武政部会長 おからを入れたこのもので。

○申請者 おからを入れて乾燥した状態で6%ぐらいです。

○武政部会長 NaClとして6%……。ですが、ナトリウムではなく食塩ですよね。

○申請者 はい。

○岡本委員 乳酸の含量は、それがもしわかつたら。わざわざ乳酸菌で乳酸発酵するとい

う。

○申請者 すみません、ちょっと今資料が手元にないもので……。

○寺田委員 しょう油もろみ搾りかすをまぜるときなんですかと、先ほど生というこ
とでしたが、水分含量はどのぐらいですか。

○申請者 30%から35%ぐらいになります。

○寺田委員 30から35と。

○申請者 はい。

○武政部会長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、特にないようでございます。ありがとうございました。

それでは、冒頭でも申し上げましたけれども、審議内容を整理するために、ここで30分
ほど休憩をとらせていただきます。申請者、それから傍聴者の方は、別室のほうへの移動
をよろしくお願ひいたします。審議再開については、事務局から改めてお知らせをいたし
ます。よろしくお願ひいたします。

(休 憩)

午後 3時29分再開

○武政部会長 時間が参りましたので、ただいまから部会を再開をいたします。

それでは、本日申請のございました5つの飼料原料につきまして、審議内容の整理とい
うことを行いたいと思います。

まず、エクストルーダー処理小麦でございます。これにつきましては、暫定値（案）の
どおりということで可としたいというふうに思いますが、委員の先生方、よろしいでしょ
うか。

意義がないようでございますので、暫定値（案）どおり可とするということにいたしま
す。

それから、2つ目でございます、エクストルーダー処理とうもろこしでございますが、
これにつきましても暫定値（案）どおりということで可としたいというふうに思いますが、
委員の先生方よろしいでしょうか。

意義がないようでございますので、暫定値（案）どおり可とするということにいたしま
す。

それから、3つ目でございます。小麦・とうもろこしジスチラーズドライドグレインソ
リュブル（DDGS）でございますが、これにつきましても暫定値（案）どおりといふこと

とで可としたいというふうに思います。委員の先生方よろしいでしょうか。

意義がないようでございますので、これにつきましても暫定（案）どおりということ可とするということにいたします。

それから、4つ目でございます。パーム核油かすでございますが、これにつきましては、1つは審議の中で申請者の方にお伺いしたことございますが、粗脂肪の消化率が高いということがございました。そのことについては後日事務局のほうに回答をお願いすることとしたうえで、暫定値（案）どおり可としたいというふうに思いますが、委員の先生方よろしいでしょうか。

意義がないようでございますので、これにつきましても暫定値（案）どおり可とするということにいたします。先ほど申し上げたように、申請者の方には、消化率が高い理由について後日事務局の方にご連絡をお願いいたします。

それから、最後の5つ目でございますが、乳酸発酵もろみかすでございます。これにつきましては、一部修正の上ということで可とするという形にいたしたいというふうに思います。

具体的にお話し申し上げます。まず、原料名でございますが、「乳酸発酵もろみかす」という暫定値（案）でございますが、この名称を次のように変更したいということでございます。「乳酸発酵しょう油かす・とうふかす」という名前に修正をしたいと。

それから、備考欄でございますが、原案は、「しょう油もろみかすとおからを8対2の割合で混合し」という文章がございますが、この部分を、「しょう油かすと乾燥とうふかすを8対2の割合で混合し」という形に修正をするということ、この2カ所の修正をするということを前提といたしますと言いますか、修正したうえで可としたいと思いますが、意義がないようでございますので、可とするということにいたします。

きょうの5つの飼料原料の申請に関しては、以上のような結論にいたします。

続きまして、議事の2、その他ということになりますが、事務局の方から何かござりますか。

○飼料検査指導班長 特にございません。

○武政部会長 ということでございますので、以上で本日予定をしておりました議題につきましては、これで終了ということでございます。

本日の議事要旨の扱いについて、事務局の方から説明をお願いします。

○飼料検査指導班長 議事録につきましては、事務局で作成いたしました後に、委員の先

生方にご確認をいただいた上で、農林水産省のホームページに掲載する予定でございます。

以上でございます。

○武政部会長 ありがとうございました。

それでは、これで本日の家畜栄養部会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後 3時34分閉会